

新図書館（高知県立図書館、高知市民図書館本館）

基本構想中間報告書

平成23年2月

新図書館基本構想検討委員会

目 次

はじめに	1
I 県立図書館、市民図書館本館の現状と新図書館整備の必要性	2
1 新図書館整備の必要性	2
2 県内の読書環境と県立図書館の現状	3
3 人口同規模自治体からみた市民図書館の現状	4
II 県立図書館と市民図書館に求められる役割と機能	6
1 県立図書館の役割と機能	6
2 市民図書館の役割と機能	9
III 新図書館が目指す図書館像	11
1 新図書館の基本的な考え方	11
2 新図書館の目指す図書館像	12
3 合築することによる新図書館の新たな可能性等	14
IV 資料の収集・保存方針等	16
1 収集方針	16
2 保存方針	17
3 蔵書計画	17
V 新図書館の組織・運営等のあり方	19
1 組織のあり方	19
2 運営のあり方	19
3 点字図書館・科学館（仮称）との連携	19
4 組織・運営で遵守すべき事項	19
5 開館までの課題	22
VI 新図書館の建設場所	24
VII 新図書館の施設規模等	25
1 施設規模等	25
2 駐車場の整備	26
VIII 単独と合築の比較検討	27
【参考】新図書館基本構想関連資料集	29

は　じ　め　に

高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）と高知市民図書館（以下「市民図書館」という。）本館は、狭隘化や老朽化等から時期を同じくして新しい図書館を整備することが必要となっている。

高知県と高知市は、高知市立追手前小学校敷地に合築で整備する新図書館基本構想の作成に連携して取り組むこととし、県市の教育委員会において、新図書館基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置された。

この検討委員会では、まず、県立図書館と市民図書館をそれぞれ単独で整備した場合と、合築により整備した場合との比較検討を行ったうえで、合築で整備する基本構想を作成することとしていた。しかし、新図書館の目指すべき図書館像や両図書館の役割と機能、県市の図書館システム、組織・運営などを描かなければ、単独と合築の比較検討はできないとの認識に立ち、先に、合築による新図書館の目指す役割・機能、それを果たすための運営方法などについて議論を行い、その後に単独と合築の比較を行った。

検討委員会では、現在の本県の読書環境等を踏まえ、県民市民の要求に応えられる図書館をつくりたいとの思いから、これから県立図書館と市民図書館は、その役割や機能はどうあるべきか、また、合築による新図書館が、こうした役割や機能を発揮していくための課題やその対策、さらには、合築による新図書館の組織、運営のあり方や、施設・設備のあり方について検討を重ねてきた。

こうした検討の結果を、新図書館基本構想中間報告書（案）としてまとめた。

当検討委員会では、この中間報告書（案）をもとに県民市民から広く意見を募集し、その意見も踏まえ必要な議論を行った後に、最終案を取りまとめていきたいと考えている。

| 県立図書館、市民図書館本館の現状と新図書館整備の必要性

1 新図書館整備の必要性

県立図書館と市民図書館本館は、いずれも昭和40年代に整備され、現在、施設の狭隘化や老朽化、また、耐震化等の課題を抱え、新たな施設の整備が必要となっている。

H22.3.31現在

施設名	県立図書館	市民図書館本館
建築年度	昭和48年（築37年）	昭和42年（築43年） 新館は平成3年建築
延べ床面積	3,896.1m ²	3,466.3m ²
蔵書冊数	約60万3千冊	約47万5千冊 (分館・分室を含め約98万冊)

(1) 県立図書館の施設の現状

現在の県立図書館は、昭和48年の建築で、以下のとおり狭隘化、老朽化が進み、図書館サービスの新たな展開が不十分な施設となっている。

① 収蔵能力が限界を超えている。

（約30万冊の計画に対し、約60万3千冊を収蔵）

② 開架スペースが十分でなく、閲覧席が少ない。

③ 研修や行事、他機関と連携した企画等のための集会室がない。

④ 雨漏りが見られるとともに、空調・水道等の設備の更新時期にある。

⑤ 新耐震基準以前の建物であり安全上問題がある。

⑥ 一般利用者用のエレベーターがないなど、バリアフリーに対応した施設となっていない。

⑦ 現在の県立図書館の土地に新しい図書館を整備することは、敷地面積が狭いことから必要な規模を確保することが難しい。

(2) 市民図書館本館の施設の現状

現在の市民図書館の本館は、昭和42年の建築で、以下のとおり老朽化、狭隘化が進み、図書館サービスの新たな展開が不十分な施設となっている。

① 収蔵能力が限界を超えている。

(開架8万冊、書庫16万冊の計画に対し、約47万5千冊を収蔵)

② 開架スペースが十分でなく、閲覧席が少ない。

③ 開架部分と書庫が離れているなど、機能的でない配置になっている。

④ 特設文庫を保存する収蔵庫や資料整理のための専用室がない。

⑤ 集会・展示スペースやトイレ、利用者のくつろぎの場などが狭い。

⑥ 原因を特定できない雨漏りや壁面のクラックなどが見られる。

⑦ 新耐震基準以前の建物であり安全上問題がある。

2 県内の読書環境と県立図書館の現状

「日本の図書館 統計と名簿 2009」、平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」から全国と比較して本県の公立図書館の状況を見ると、県内34市町村のうち図書館が設置されているのは21市町村で、設置率は61.8%（全国第37位）となっている。しかし、図書館が設置されていても、高知市を除くほとんどの市町村立図書館において資料購入費や職員などの指標が全国の同規模団体を大きく下回っており、図書館のない13町村の公民館図書室とともに蔵書や職員の充実が課題となっている。

また、県内の学校図書館で「学校図書館図書標準」を達成している小学校は、40.4%（全国第28位）、中学校は30.7%（全国第30位）となっており、必要な冊数を確保するとともに子どもたちに魅力のある新しい図書を届ける必要がある。

一方、県立図書館の利用状況を見ると、貸出冊数は年間約15万1千冊で全国第41位、市町村立図書館等（注1）への協力貸出冊数で見ると約1万6千冊で全国第22位となっている。延べ床面積（3,896.1m²）、資料の収蔵能力（約30万冊）は、施設が小さいこともあり、ともに全国最下位となっている。また、雑誌を除

く図書の蔵書冊数は約48万9千冊で全国第46位、2009年度の年間資料購入当初予算額は2561万円で、全国第45位となっている。

こうしたことから、十分な図書館サービスが展開できず、県立図書館の役割を果たしているとは言い難い状況にある。

(注1) 市町村立図書館等とは、市町村立図書館及び図書館未設置町村の公民館図書室をいう。

3 人口同規模自治体からみた市民図書館の現状

市民図書館（全体）の平成20年度の年間個人貸出冊数は約188万2千冊であり、約34万1千人の奉仕人口1人当たりに換算すると年間約5.5冊となる。これは、人口規模30～40万人の27都市に設置された公共図書館中、全貸出冊数（平均約186万8千冊）においても、また奉仕人口1人当たりの貸出数（同約5.3冊）でも11位であり、これらのうちではほぼ平均的な位置にある。

一方、本館の延べ床面積は、中央館同士の比較では17位であって、約3,466m²という広さは27館平均を約1,000m²下回るものであり、むしろ小規模な部類に入る。さらに資料購入費は、2007年度の決算額が約5600万円で18位。金額的には27館の平均より1300万円あまり少ない数字となっている。これには本館だけではなく6分館・15分室分の資料購入費も含まれることから、複本購入等のために一定額が割かれることになり、その影響もあってか、本館蔵書数も27館中20位（約40万6千冊。平均は約48万冊）と、振るわない結果となっている。

ある1年の数字だけをとりあげて単純に比較できるわけではないが、市民図書館は、利用状況の面からは、同規模他館と比べて標準的な地位を占めており、地域に対しても一定水準の図書館サービスを提供していると言えよう。もっとも、本館の施設規模・資料購入費・蔵書数はいずれも平均以下というのが実情である。しかしながら、本館はそもそも開架・書庫を合わせて24万冊の収蔵を想定した施設であって、現時点で既に収蔵能力をはるかに超えている。しかも、所蔵資料数は年々増加の一途をたどっており、結果として施設内のさまざまな場所を書庫に転用しなければならず、その整理のために少なからぬ人手と時間をかけることにもなっている。所蔵資料を有効に活用し、かつ図書館サービスをさらに発展させるための種々の仕掛けを行うには人

的・空間的な余裕が必要であるが、現状では全くの不足状態であると言わざるを得ない。このことからも市民図書館にとっては、施設の拡充が喫緊の課題となっている。

※ 順位等は、「日本の図書館 統計と名簿 2009」への掲載データを使用した。ただし、市民図書館の貸出冊数・中央館蔵書数は同館の「平成21年度要覧」、平成19年度決算額は同「平成20年度要覧」に拠った。

II 県立図書館と市民図書館に求められる役割と機能

1 県立図書館の役割と機能

(1) 県立図書館の役割

- ① 市町村立図書館の設置を促すとともに既設図書館への支援を通じて、県内の読書環境を充実させる。
- ② 県内はもとより国内外の図書館等関係機関との連携・協力により、国内、世界との情報格差の解消を図る。
- ③ 本県を活力ある県とするため、読書活動の推進はもとより、調査・研究への支援、情報の活用等を通じて、県民の生活・教育・文化・産業等をより豊かにするための基盤となる。

(2) 県立図書館の備えるべき機能

① 高知県の情報拠点及び資料の蓄積・保存センターとしての機能

多様な図書・雑誌・新聞やデータベースなどを収集・整理・保存し、調べ学習や調査・研究の支援、資料の貸出しなどを行う。資料の収集にあたっては、特に高知県ならではの自然・文化・産業等に関する資料を重点的に収集し、また、関係機関との連携協力を図り、図書・雑誌だけでなくパンフレットなど幅広い資料の収集に努める。

併せて、市町村で保存しきれない資料なども保存する資料保存センターの機能を備える。これらの蓄積した資料のうち歴史的な資料をデジタル化し、インターネットで公開することなどにより、省内はじめ、国内、世界に向けた情報発信の基地となるように努める。

なお、資料購入費は、こうした図書館機能を果たすために相応しい額を確保する必要がある。

② 地域や県民の課題解決や多様な学習への支援機能

県民の仕事やくらしに役立つ情報、課題解決に役立つ情報を広範囲に取りそろえ、利用者が有効活用できるよう分類・目録を整備し、効果的な配列、展示などを行い、付加価値を高めて提供する。

取り扱ったレファレンス・サービス（注2）に関するデータベースやパスファインダー（注3）を作成し、調べ学習や調査・研究を支援する。

また、各種団体や関係機関と連携・協力し、豊富な情報資源を活用したビジネス支援や医療健康情報などの地域課題に関する展示やセミナー、講演会等を開催する。

（注2） レファレンス・サービス： 利用者の問い合わせに図書館資料（本や雑誌、新聞、データベース等）を案内したり、図書館資料に基づいて回答するサービス

（注3） パスファインダー： あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの

③ 図書館ネットワークの構築と市町村立図書館等への支援機能

人的・物的支援を通じて市町村立図書館等の振興を図り、県内全域の読書環境、情報環境を大幅に改善する。

特に、市町村の支援を強化するために、県内をいくつかのブロックに分けて、そのブロックを担当する職員を配置し、地域の公立図書館や学校図書館に対し、日常的にきめ細かな支援を行う。公立図書館のない町村については、その設置を促すとともに、公民館図書室を支援する。

また、県内外の各種図書館等との連携・協力を進める。

ア 情報ネットワーク

県内の情報ネットワークの拠点としての役割を果たしていくためには、県内外の関係機関や団体とネットワークを形成するコンピュータ・ネットワークを整備・拡充していく必要がある。

また、市町村立図書館等には、図書館情報システムが導入されていないところも多い。県内の図書館情報の地域格差を解消するためには、インターネット

を通じて各館の蔵書を調べることができるよう、コンピュータ・ネットワークを構築していくことが重要であり、そのための支援を行っていく必要がある。

イ 物流ネットワーク

県内の読書環境が脆弱であることから、市町村立図書館や学校図書館等全ての図書館に対して、利用者の希望する図書資料が開館日は毎日届けられるように物流体制を充実させることが特に重要である。

また、県立図書館の役割を果たすため、市町村立図書館、大学図書館、県立学校図書館等への協力貸出しや相互貸借のネットワークを強化する。

④ 子ども・若者の読書活動の支援機能

児童書を全点購入することで、市町村立図書館等の職員が絵本等の図書を手にとって選定ができるようにし、職員の選書能力を高め、児童サービスの充実につなげる。

また、読み聞かせボランティア等、子どもの読書活動に関わる人材を幅広く養成する。

加えて、中高生を中心とした10代の若者に対し、人間形成に必要な資料を充実し、図書館サービスを展開する。

⑤ 学校への支援機能

市町村立小中学校に対する支援は、基本的には市町村立図書館等を通じて行うのが望ましいが、図書資料が不足する場合には図書の一括貸出しの支援をする。併せて、高等学校や特別支援学校などの県立学校、私立学校に対する一括貸出しを行う。

⑥ 図書館利用に障害のある利用者等の支援機能

・障害者サービス

対面音訳や宅配サービスを行うとともに、大活字本やデジタルデータなど資料を利用する人が求める方式で提供するよう努める。

・多文化サービス

県内に在住する外国人に対して、生活や仕事に必要な情報・資料を提供するとともに、多様な文化に対する県民の理解を促進する。

⑦ 新たな図書館サービスの創造機能

社会の変化や県民ニーズに対応し、常に新しい図書館サービスの創造に努める。

⑧ 図書館職員の育成機能

県内の公立図書館職員の能力を高め各図書館を活性化していくために、県内外の公立図書館、大学図書館、海外の図書館も視野に入れた人事交流を計画的に実施する。

また、経験年数に応じた研修や専門的能力を高める研修など、公立図書館と学校図書館職員の研修の体系化を図るとともに研修内容を充実させ、県内の読書活動に関わる人材の育成を図る。

2 市民図書館の役割と機能

(1) 市民図書館の役割

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資し、もって個人の完成と市民社会の発展に貢献する。（「高知市立市民図書館条例」第1条より）

(2) 市民図書館の備えるべき機能

① 直接サービス

多様な蔵書構成を充実させ、快適な開架閲覧スペースとともに提供することにより、利用者への直接サービスの向上に努める。

② 資料情報の集積・提供

生活情報の提供から調査、研究の支援までを幅広くサポートするため、総合的に資料・情報の集積を行う。

③ 課題解決の支援

市民のくらしや地域に関わる様々な課題解決のための支援を行う。すべての分野にわたる基本的なレファレンス資料を揃え、利用者の疑問に迅速に答える。

④ 図書館システムの運営

全国にもまれな 6 分館・15 分室、2 台の移動図書館とのネットワークを強化・充実させ、高知市内全域に均質かつきめ細かな図書館サービスを展開する。

⑤ 子どもに対する読書支援

子どもの読書と十分な学びを保障するため、子どもと本の出会いにつながる創造的で豊かなサービスを展開する。

⑥ 市立学校への支援

司書教諭、図書館の担当職員やボランティアとの連携を密にし、現場で求められる資料を選定・収集し、団体貸出等の方法で提供する。

また、様々な相談に応ずるとともに、相互に研修を企画し、知識や技術の向上に努める。

⑦ 視聴覚ライブラリー

一般には入手不可能な教育資料や地域資料、あるいは調査研究、市町村や団体の活動支援及び県政市政の展開に必要なものなど、公共図書館ならではの視聴覚資料を収集し、利用者に提供する。

⑧ 科学館（仮称）との連携

科学館（仮称）と連携して、県民・市民の科学的興味を高める資料を充実させる。

⑨ 障害者サービス

誰もが使いやすいようユニバーサルデザインを導入するとともに、点字図書館などと連携してそれぞれの障害に応じたサービスを幅広く展開する。

⑩ 多文化サービス

市内に在住する外国人に対して、生活や仕事に必要な情報・資料を提供するとともに、多様な文化に対する市民の理解を促進する。

III 新図書館が目指す図書館像

新しい図書館は、これからの中高生を生きる人たちに力と喜びをもたらすものでなければならない。

県立図書館は歴史的価値のある図書、専門的な図書が揃い、調べごとに集中できる静かな図書館として存在感を發揮してきた。また、市民図書館は「市民の図書館」として気軽に利用でき、相談しやすい図書館として親しまれ頼りにされてきた。

合築においては、こうした両館の特性を生かした空間設計のもとに、明るく、開放的で、高知らしくのびのびした雰囲気の中、様々な世代がそれぞれの目的のサービスを受けられ、人のぬくもりが感じられる図書館であることを期待する。

また、県全体の読書環境、情報環境を向上させるために、教育行政と連携しながら、図書館未設置町村への図書館の設置促進、市町村立図書館の職員の確保や資料の充実を促すとともに、県立図書館の資源を活用した支援が重要である。

1 新図書館の基本的な考え方

新しい図書館は、全国で初めて県立図書館とその所在地の市立図書館を合築し、県立図書館と市民図書館本館のそれぞれの役割と機能をしっかりと果たしながら、共通する業務を一体的に行おうとする図書館である。それにより、両館の担ってきた独自の機能をこれまで以上に発揮させ、県民市民の利便性を高めるための充実した図書館サービスを提供しようとするものである。そのためには、建物や組織、役割分担などに様々な工夫を凝らし、整備・運営していく必要がある。

新図書館の基本的な考え方は、次のとおりである。

項目	基本的な考え方
施設	・開架や貸出・閲覧において、県市の区別のない一つの施設とする。
組織等	・新しい図書館には、県立図書館、市民図書館の二つの組織を置く。 ・県の貸出等の直接サービス業務は市に委託し、市民図書館が行う。 ・今後、県市がサービスの向上を図らなければならないレンタル や情報ネットワークなどの業務は共同して行う。

開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・開架スペースの書架には、県市の所有に関わりなく資料を系統的に並べ、自由に閲覧でき、窓口サービスが受けられるようとする。 ・1枚の図書カードで、県市いずれの資料も利用できる。
書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・県市に必要な書庫を整備し、県市が共用して蔵書を管理する。
資料の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・県市で選書の調整を図りながら購入する。
利用者の範囲やサービス内容の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・県市のルールを統一し、サービスの充実を図る。
図書館情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・県市のシステムを統一し、県市の所有図書に関わりなく蔵書検索や予約サービスが受けられる。
物流ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館の物流便を開館日は毎日行うなど、サービス内容を充実する。
障害者サービス	<p><u>・著作権法改正の趣旨を踏まえ、点字図書館と連携しながら、障害者サービスの充実を図る。</u></p>

2 新図書館の目指す図書館像

県市が連携して整備する新しい図書館は、地域を支える情報拠点として、県民市民の読書環境や情報環境を大きく改善していくものでなければならない。

このため、これまでの住民一人ひとりの読書を支援するという図書館に加えて、地域の課題を解決していく図書館、セーフティーネットの役割を果たす図書館として整備する必要がある。資料は、紙媒体に加え電子媒体やデータベースの情報を取り揃え提供していかなければならない。なお、紙媒体の資料は、図書や雑誌だけでなく、行政や企業のパンフレットなども取り揃え提供していく必要がある。

そして、資料・情報の提供にあたっては、図書館に来館できる人だけでなく、病院、高齢者施設、障害者施設、矯正施設などへの提供に取り組んでいかなければならない。

併せて、高知県ならではというテーマを定めた資料を集積し、国内外から利用のできる図書館づくりが必要である。

また、電子書籍の出現など社会の急速な変化発展の中で、現時点での図書館の20年後30年後を見通すことは困難であるが、こうした変化にも対応し得る進化型の図書館づくりが必要となっている。

こういったことから、県立図書館、市民図書館が連携しそれぞれの機能を發揮しながら、次のような図書館を目指す。

なお、本構想が実現されているか点検評価を行うための第三者機関を設置する必要がある。

(1) 県民・市民の資料要求に応え、課題解決のサポートができる図書館

- ① 司書の専門性の向上
- ② レファレンス・サービスの充実と利用促進
- ③ 課題解決支援サービスの充実と強化

(2) 情報提供機関として地域を支える図書館

- ① 地域や住民の自立的な判断に必要な多様な資料・情報の充実と提供体制の確保
- ② ハイブリッド型図書館（従来の紙媒体と新たな電子媒体の双方を提供する機能を持った図書館）の実現
- ③ 各種団体・関係機関との連携・協力による情報提供とそのサービスの拡大
- ④ 高知県に関連する図書や雑誌などを充実させるとともに、それを活用することによる県民市民の郷土に対する关心や理解の向上
- ⑤ 高知県ならではというテーマを定めた資料の整備

(3) セーフティーネットの役割を果たす図書館

さまざま事情で家庭での学習が困難な子どもたちに対する学習の場の提供や、雇用情勢の厳しさを踏まえ各種の資格を修得するための資料、就職支援につながる情報等を提供でき、また、県内の病院や社会福祉施設等で図書を検索し借りることのできる図書館

(4) 進化型図書館

社会の変化や県民市民のニーズの変化、情報通信技術の進歩等に対応して、柔軟な図書館サービスを創造し展開する進化していく図書館

(5) 図書館利用に障害のある利用者に配慮した図書館

これまで図書館の利用に障害のあった人も、誰もが支障なく利用できる図書館

著作権法改正の趣旨に沿って、視覚障害のみならず聴覚障害や知的障害、発達障害、精神障害などの利用者に適した方法によるサービスを検討し提供する。

新図書館は、点字図書館との複合施設となることから、基本的に、資料の作製は技術・知識のある点字図書館が、利用者に応じた資料・情報の提供は新図書館が担い、両館が連携・協力することでサービスを充実させる。

さらに、専門性を有する司書の配置とボランティアを含めたサービス体制を整える必要がある。

また、利用者の様々な障害に配慮した施設・設備とし、点字図書館のサービスと新図書館のサービスをスムーズに利用できるゾーン構成となるよう検討する。

3 合築することによる新図書館の新たな可能性等

新しい図書館を県市が連携して効果的に運営することにより、次のようなメリットや新たな可能性が考えられる。それらの可能性を伸ばしていく運営が求められる。

- (1) 両館の資料が1カ所で借りられるなど、利用者の利便性が格段に高まる。
- (2) 県立図書館と市民図書館で共通している一部の業務、具体的には、県の貸出等の業務を市に委託し市民図書館が行うことにより、県は市町村支援や課題解決、新しいサービスの創造などに、市は直接貸出しや分館分室の支援等の業務をより特化して推進できる。
- (3) 両館の歴史的な資料が一箇所に集積することや、県市のホームページを一本化することなど情報を一元的に取り扱うことにより、情報の価値や情報発信機能が高まる。

- (4) 県市が資料購入費を確保し連携して選書を行うことにより、資料の重複を避けるとともに、地域の課題解決を図るために県民市民が求める資料など専門図書の充実を図ることが可能となる。
- (5) 県市の職員が緊密に連携して業務を遂行することにより、課題解決・調査研究のためのレファレンス機能を充実する。

IV 資料の収集・保存方針等

新図書館における資料の収集方針は、「図書館の自由に関する宣言」の精神を踏まえ、公平かつ広い視野に立ち、網羅的に活字資料とデジタル資料を収集することが基本となる。特に、高知県と高知市に関するものは徹底的に収集する必要がある。

この基本方針のもと、県立図書館と市民図書館で必要な調整をしながら収集にあたることが求められる。

1 収集方針

(1) 県立図書館

県立図書館は、県民からのあらゆる資料要求に応えるための県内最後のよりどころとして、また、市町村立図書館等のサービス活動を支える資料センターとして、豊富な蔵書やデータベースを持たなければならない。このため、市民図書館と資料構成の相互補完を図りながら、データベースや図書、雑誌、新聞など多様な資料を幅広く系統的に収集するものとする。

特に、課題解決型図書館として、専門機関と連携・協力しながら、ビジネス支援をはじめそれぞれのテーマに即した図書、雑誌、新聞等はもとより、データベースの整備を図る。

また、高知県の特性や課題に応じた分野については、重点的な収集を行い整備する。なかでも、高知県関連図書や史料については、網羅的に収集を行う。

なお、障害者サービスのための資料については、点字図書館等との役割分担を考慮しながら収集する。

(2) 市民図書館

市民図書館は、資料情報センターを目指し、「市民図書館資料収集方針」に基づいて資料の計画的収集を行うものであるが、今後の基本方針としては、高知市民及び県民からの要求に応えることを原則とする。そして、現在の利用者の要求というばかりではなく、潜在している、もしくは将来的に予測可能な市民・県民の要求をも考慮するものである。

資料は、県立図書館と資料構成の相互補完を図りながら、県内の公共図書館、学校図書館、自由民権記念館などと連携し、必要な資料をもれなく収集する。資料は、図書のほか、雑誌・新聞などの逐次刊行物、視聴覚資料、また電子資料など多様な形態のものを幅広く収集し、特に高知県に関する資料については網羅的な収集を行う。

2 保存方針

(1) 県立図書館

- ① 遷及的調査に応えられるよう、収集した資料は、全タイトル1点は保存する。
高知県関連資料については、貸出・閲覧用とは別に1点保存する。
また、県内の資料保存センターとして、市町村立図書館等の求めに応じて必要な資料を保存する役割を果たす。
- ② 保存にあたっては、現物保存を原則とするが、一部の資料については、代替資料として電子化を推進する。

(2) 市民図書館

- ① 本館所蔵資料は、原則として除籍等は行わず、書庫内にて保存するものとする。
ただし、「市民図書館 図書館資料収書基準」において、亡失、破損・汚損その他の理由で不用図書と判断されたものはこの限りではない。
- ② 高知県関係資料については、必ず1点を保存用資料として残すものとする。これは館外への貸出には供さない。

3 蔵書計画

(1) 書庫の収藏能力

新しい図書館の収藏能力は、開館後30年程度を見込み、全体で205万冊程度とする。うち書庫の収藏能力は、県市合わせて170万冊程度とする。

また、敷地面積や予想される建物の階数などから、将来、書庫などを上階や別棟で増築することは極めて困難と考えるため、今回の整備においてできるだけ広いスペースを将来の書庫の拡張スペースとして確保しておくことが望ましい。

(2) 開架スペース

開架スペースの収蔵能力は、県市合わせて30万冊以上を配架し、利用者にとって分かりやすく使いやすいものとする。

V 新図書館の組織・運営等のあり方

新図書館の機能を最大限に発揮していくためには、県市で組織や運営のあり方を十分に検討し、早い段階から人材育成や開館準備に取り組む必要がある。

1 組織のあり方

新しい図書館は、県立図書館、市民図書館それぞれの役割と機能を果たしていく必要があることから、県立図書館、市民図書館の二つの組織を置き、役割分担を明確にしたうえで、両館が連携して業務を遂行する。

2 運営のあり方

運営については、両館の職員で各種の調整を行うことはもとより、両図書館の連携を強化するための調整機関を置くなどの対策も必須である。調整機関は、両図書館長、図書館運営の専門家等で構成することが考えられる。

3 点字図書館・科学館（仮称）との連携

新図書館は、点字図書館・科学館（仮称）との複合施設となる予定である。したがって、障害者サービスにおける点字図書館との連携や物流ネットワークを活用した点字図書館資料の提供、子どもが科学に親しむ資料の充実や科学館（仮称）が開催する事業への協賛等、複合であることを生かした運営を行い新施設の特色とすることが求められる。

そのために、定期的に全館の運営を調整するための合同会議等を設置する必要がある。

4 組織・運営で遵守すべき事項

新図書館の目指す図書館像に向かって、県立図書館、市民図書館が連携してそれぞれの機能を発揮していくためには、次のことを遵守すべきである。

(1) 直営の堅持

新図書館は、県市が連携しながら一つの建物の中でお互いの資源を活用して課題解決等のサービスを提供する図書館である。レファレンス・サービス業務をはじめ新図書館の主要な業務に携わる職員は、県市ともに司書を中心とした高い能力を有する職員でなければならない。

このため、県立図書館、市民図書館は、施設の管理などを除き、図書館の根幹に関わる業務は直営を堅持すべきであり、短期間で委託業者が変わる恐れのある指定管理者制度の導入はなじまない。

また、職員配置にあたっては、利用者数や提供サービスなどに応じた適正な配置が必要である。

(2) 専門職の確保

業務に携わる職員は、司書を中心とした職員構成が望ましい。県立図書館にあっては、全職員中に占める司書の割合を高める必要がある。市民図書館にあっては、専門職制度を導入するなどし、司書が専門性を高めながら図書館サービスに携われる体制を整備するとともに、職員に占める司書の割合を高める必要がある。

司書には、新図書館の目指す図書館像や新図書館の運営方針を正しく理解したうえで、自ら新しい図書館サービスを構想・企画する力が求められる。

このため、教育訓練の実施や先進的な活動をしている県外の図書館への派遣、さらには、図書館業務のみならず広く行政経験を積むしきみを整え、広い視野で業務に携わることができる司書を育成していくことに計画的に取り組む必要がある。

また、情報技術や課題解決サービス、郷土資料、児童サービス等の専門の領域に強い人材を育成していくことも大切である。

こうしたことに、開館前から計画的に取り組む必要がある。

(3) 県市の業務分担等

新図書館の機能を最大限に發揮して運営していくためには、両館の果たすべき役割と機能、責任の所在、そのための命令権者、そうした業務分担を明らかにした体制づくりを行い、運営方針を全職員で共有する必要がある。

(4) 館長の役割

新しい図書館づくりを進め円滑な運営を行っていく上で、両館長の役割は重要である。館長には、責任ある図書館運営に必要な権限を持たせる必要がある。併せて、事業の計画段階から図書館運営に長期的な視点から専門的な見識とビジョンを持って精力的に取り組めるリーダーシップのある人材を配置することが理想であるが、それが困難な場合には、国内の優れた図書館関係者の助言や指導を受けるべきである。

また、新図書館が二人館長制となることから、お互いの役割分担と意思決定のしきみを事前によく調整しておく必要がある。

(5) 協定書の締結

新しい図書館が、課題解決型の図書館、ハイブリッド型図書館、進化する図書館として、長期にわたり継続的・安定的な運営を果たしていくためには、検討委員会で論議した県立図書館、市民図書館の役割と機能、運営方針や運営体制、人員配置計画、責任区分などの新図書館の運営に関わる基本方針について県市で文書を交わし、双方で確認を行う必要がある。

(6) 調整及び評価・点検

新図書館の目指す図書館像に向けて、適切な運営が行われているか点検・評価するための第三者機関を置く。

また、両館の連携・調整を図るために、両館はもとより調整機関や図書館協議会で常に確認を行い、目標の実現に向けて運営を行っていく必要がある。

5. 開館までの課題

新図書館は、県立図書館と市民図書館の二つの組織のもとで一体的に運営することから、今から新しい組織運営のあり方を見据え、職員の計画的な採用とともに事前の研修やサービス内容を統一する共同作業などを通して、職員の意識の醸成を図っていく必要がある。

そのうえで、次の準備を行い、開館に備える必要がある。

(1) 図書館利用者の範囲やサービス内容の統一

県立図書館と市民図書館では、図書館利用者の範囲や予約サービスの提供のし方、開館時間などが異なっている。この取扱いをサービス向上につながるように改善する必要がある。

(2) サービス内容を統一するための準備作業

県市の資料を一つの窓口で貸出等のサービスを行っていくためには、県市で取扱いの異なる図書の目録や分類、バーコードの体系などを統一する必要がある。

また、職員による専門性を活かしたサービスを提供するためには、自動化や機械化など効率的なサービス提供の方策について検討する必要がある。

(3) 開館日、開館時間

課題解決型の図書館として果たすべき役割や周辺地域の環境等を踏まえ、県民市民の利便性が向上する方向で開館日及び開館時間を検討すべきである。

(4) 資料の計画的整備

新しい図書館を魅力ある図書館として整備していくためには、開架資料の多くが新鮮であることが望ましい。良書と言われる図書でも売れない図書は返品率が高く、発売された時点で購入しておかないと、その後入手することが困難となる。県立図書館と市民図書館は、新図書館の開館に備え、計画的に必要な資料の整備を図る必要がある。

(5) コンピュータ・システム

一体型図書館の蔵書を管理するためには、県立図書館システム、市民図書館システムに対応したコンピュータ・システムが必要となる。このシステムを構築するにあたっては、予約・検索などのサービスの向上を図るとともに、情報の安全性を確保し、利用者のプライバシーを保護することなどに留意する必要がある。

VI 新図書館の建設場所

新図書館は、地域を支える情報の拠点施設として、高知の人づくりを支え、新しい時代を切り拓いていく役割を担っており、多くの人が集まりやすい公共交通機関の利便性が高い場所にあることが重要である。

建設予定地である追手前小学校敷地は、中心市街地であることから、空間的なゆとりを確保することには一定の制限が伴う。しかしながら、必要な建築面積は確保することができ、電車やバスなどの公共交通機関の利便性は高く、周辺には高校や大学などの教育施設も多く、子どもや学生、高齢者や障害者をはじめ多くの人が集まりやすい場所にある。

また、高知市の次期総合計画では、まちづくりの観点から郊外開発を抑制して都市機能を中心市街地にコンパクト化する方向性を、国の考え方と合わせて打ち出す予定であり、今回の図書館整備はその方向性に沿い、中心市街地の活性化に向けた相乗効果も期待される。

なお、委員からは、「予定地は、新図書館を建設するための条件を満たしている。」、「さまざまな条件全てに対し百点満点という場所はないし、全体のバランスとしてどうなのか、という考えで判断しないといけない。」といった意見がある一方で、「追手前高校の時計台を見下ろす巨大な構築物ができることは、街づくりに関わる人間として反対。」、「面積に余裕が少ない、日曜市との調整や周囲の交通混雑による不安がある。」また、「この構想検討委員会で追手前小学校を敷地と決めてしまうのか。」、「この議論を通じて追手前小学校での合築のイメージが明らかになってきたが、敷地についてはなお不安がぬぐえない。」といった意見があった。

VII 新図書館の施設規模等

1 施設規模等

(1) 敷地

新図書館の敷地面積は、回遊性の確保を目的とした多目的広場を除き、追手前小学校敷地の2分の1程度が予定されている。

(追手前小学校の敷地面積 9,813m²)

追手前小学校敷地の現在の用途区分は、第一種住居地域（容積率200%、建ぺい率60%）となっており、新図書館の整備など、今後の土地利用の可能性を高めていくためには用途地域の見直しも必要と考えられる。

(2) 建築の基本方針

- ① 新しい図書館は、高知城をはじめ周辺の景観、日曜市などの人の動線に十分配慮したものとする。
- ② 利用しやすく親しみやすい図書館であること。お洒落で、広々として、明るく、過ごしやすく、県民市民が集って多様な出会いが生まれる空間を提供することが必要である。
- ③ 図書館の各フロアをわかりやすい平面構成とすることにより、利用者が使いやすく、職員も働きやすい施設とする。
- ④ 図書館の発展、利用の変化に対応できる施設とする。
- ⑤ 高齢者や障害者の利用に支障のないユニバーサルデザインの施設にする。また、外国人も含め、すべての利用者にわかりやすい図書館を目指す。
- ⑥ 両館の物流システムに配慮した機能的な構造とする。
- ⑦ 図書館利用者の様々な利用方法に配慮しつつ、館内どこでもインターネットに接続できる環境を整備する。

(3) 建物の面積

上記基本方針の基に整備する新図書館は、延べ床面積を15,000m²程度とすることが望ましい。

なお、各スペースの面積を概ね次のとおりとする。

開架スペース	5, 000 m ²
書庫スペース	4, 400 m ²
文化・会議・研修スペース	1, 000 m ²
管理スペース	1, 100 m ²
共有スペース	3, 500 m ²

2 駐車場の整備

新図書館の駐車場は、身体等に障害のある方、高齢者等で移動に配慮が必要な方、遠方から来る利用者、調査・研究などで図書館を長時間利用する利用者に配慮した整備が望まれる。建設場所が市内中心部にあり公共交通機関の便がよいこと、また、立地場所周辺に民間駐車場が多数整備（半径200m以内に約800台の駐車スペースが存在）されていることを考慮し、100台程度の駐車スペースを確保する。

駐車場の整備にあたっては、利用者の安全、周辺の道路事情、日曜市に配慮した動線の確保が望まれる。

また、駐車場の整備手法は、基本計画・基本設計を行う中で、利便性、初期投資や維持管理の経済性等を総合的に判断し決定することが望ましい。

併せて、民間駐車場の活用のあり方についても、駐車場の整備方法と合せて検討する必要がある。

なお、本委員会においては、大規模な駐車場が必要であるという意見とともに、上記のような移動に配慮が必要な方等を主な対象者とし、それ以外の利用者は、民間駐車場、公共交通機関を利用し広い駐車場はいらないという意見が出された。

VIII 単独と合築の比較検討

単独と合築の比較検討については、単独と合築それぞれの場合に県立図書館と市民図書館が果たすべき役割や機能について、どのようなメリットやデメリットがあるのか検証を行った。また、単独整備と合築整備にかかるイニシャルコストやランニングコストの比較検討は、仮に敷紗跡地に県立図書館を単独整備した場合と追手前小学校敷地で合築整備した場合での比較検討を行った。

果たすべき役割や機能の比較検討では、単独整備のほうがシンプルで合目的に運営でき、効果を出すのが早いといったメリットがある一方で、合築の場合では、ワンストップで多様な資料が利用でき、また、運営コストの節減効果で、それぞれの役割や機能を強化できるというメリットがある。しかし、単独整備であろうが合築整備であろうが、その役割や機能に大きな違いが生ずるものではなく、その施設を運営する組織体制が、県立、市民それぞれの図書館の果たすべき役割や機能を発揮できるものになっているかどうかが大きなポイントである。そのためには、それぞれの図書館の機能が最大限に発揮できるように、新図書館を円滑に運営していくことが重要である。

新しい図書館が合築することによるメリットを最大限に活かし、充実した図書館サービスを提供するためには、「合築した図書館の組織・運営等のあり方」で述べたとおり、両図書館の役割や機能、運営方針や運営体制など、図書館の基本的な方向性について、県市で協定書等の文書を交わし、連携した取組みを継続していくことが必須である。

こうした検討委員会で検討された内容に基づき整備が進められれば、合築で整備される新図書館が、その役割と機能を果たしていくことができるものと考える。

また、単独整備と合築整備にかかるイニシャルコストやランニングコストの比較検討では、前提条件によって比較検討に大きな違いが生ずるものであるが、県立図書館にとっては、合築整備の場合には用地費が必要でないというメリットが考えられる。また、合築整備の場合には、県立・市民図書館ともに、施設整備や管理・運営の在り方を効率的に行うことができ、イニシャルコストやランニングコストの節減が図られること、そして、その節減される経費で新図書館の機能の充実や、点字図書館と科学館（仮称）の整備も可能となるとともに、県立図書館が果たすべき市町村支援機能などや市民図書館が果たすべき市民サービスを充実していくことも可能となると考えられる。

なお、委員の中には、両館のそれぞれの役割や歴史があることなどから、単独整備が望ましいとする意見があった。

（稿用）

図書館整備計画

新図書館基本構想関連資料集

資料 1 新県立図書館・新市民図書館本館の業務の実施者と指揮命令権者イメージ表	30
資料 2 新県立図書館・新市民図書館の組織体制のイメージ図	31
資料 3 追手前小学校敷地に係る機能配置のイメージ	32
資料 4 単独と合築の比較表	33
資料 5 県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備した場合との比較	37

新県立図書館・新市民図書館本館の業務の実施者と指揮命令権者イメージ表

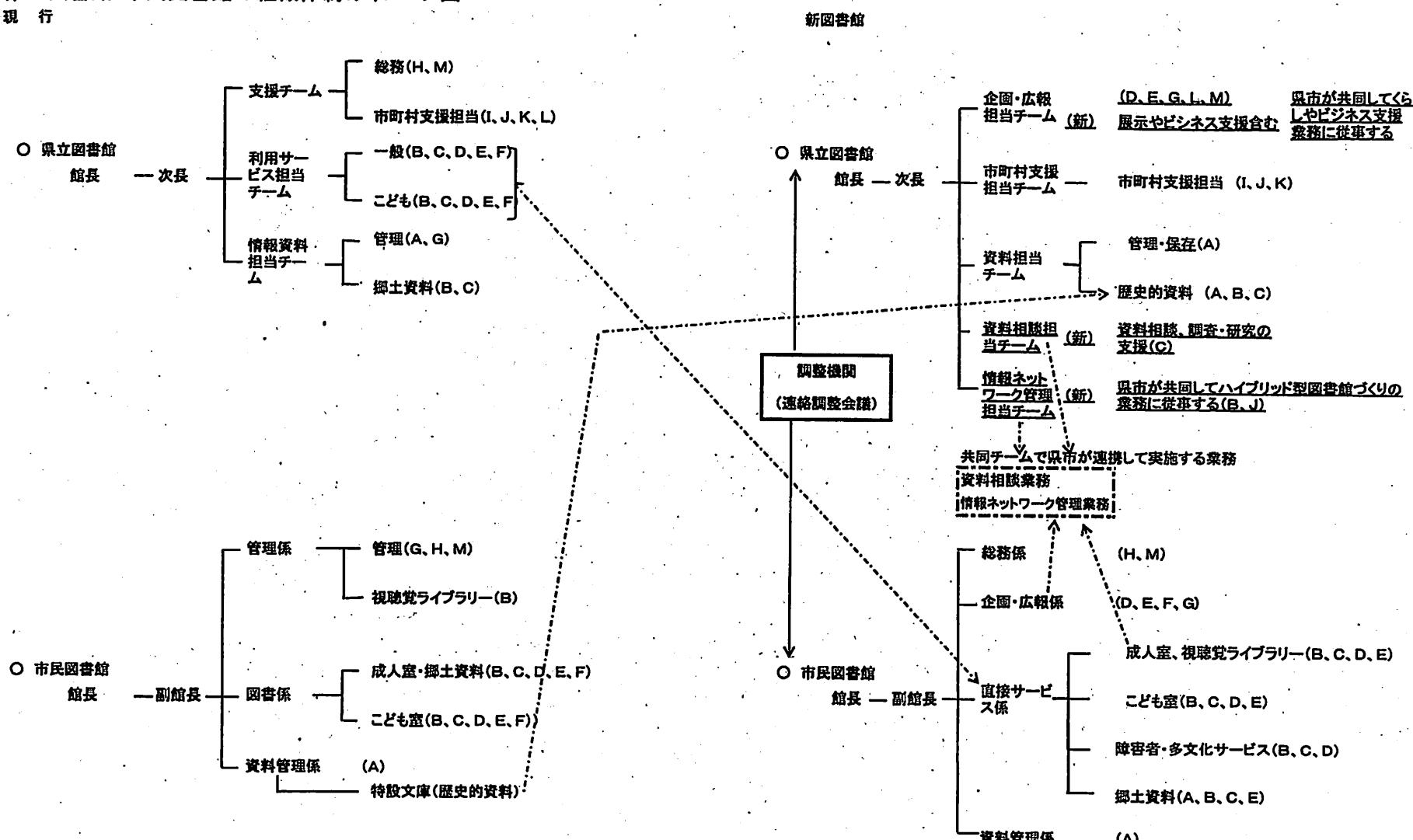
記号	業務内容	認定し基準の組合	具体的な内容等	図書館名	特記事項	責任	業務の実施者	指揮命令権者	責任と業務分担の考え方等
A	資料の収集	2の(2) 3の(6)	資料の収集・管理・保存業務 データベース及び図書の選定、購入(寄贈)、受入、整理、点検等	県立	県立には、下記の機能が求められている。 ・市町村立図書館の要求に十分応えられる資料の整備 ・郷土資料その他特定分野に関する資料目録、索引等の作成、編集および配布	県	県	県立図書館長	・県立図書館、市民図書館にはそれぞれの役割があり、専門書の多い県立とポピュラーな図書の多い市民と蔵書構成も違っている。このため、県立図書館、市民図書館がそれぞれが資料の収集(行政資料含む。)に責任を負う必要があり、業務の実施とその指揮命令権もそれぞれが担う必要がある。 ・購入、受入、整理業務は、県立・市民それぞれが実施する。 ・資料保存センターとしての役割と、国会納本は、県が責任を担う。 ・データベースや図書の選定については、県立・市民図書館で調整を図る。
		2の(2)		市民		市	市民図書館長		
B	資料の提供(貸出等)	2の(2) 3の(6)	閲覧、貸出、予約、枚写、情報提供 ハイブリッド型図書館への対応 図書館システムの管理、デジタルアーカイブ、電子書籍、データベース等による情報提供等	県立	・市町村立図書館の要求に十分応えられる資料の整備	県	市に委託	市民図書館長	・資料の提供業務の責任は、県立・市民図書館双方にある。(認定し基準より) ・合併による効率を最大限に生かすために、レファレンスを除く閲覧、貸出、予約、枚写、情報提供、障害者サービス等の業務は、市民図書館が行なうものとし、その業務の指揮命令権者は市民図書館長とする。 ・県管理の書物の貸出等の業務は、市民図書館に委託するとともに、県職員を派遣する。 ・ハイブリッド型図書館への対応については県立・市民の両者が担う。
		2の(2)		市民		市	市民図書館長		
C	レファレンス・サービス等	2の(3)	レファレンス・サービス等	県立		県	県立図書館長		・レファレンス・サービス業務は、新図書館が課題解決型図書館を目指すうえで充実すべき業務である。 ・その責任は、直接サービスの部分では、県立・市民図書館双方に、市町村立図書館への協力レファレンスの部分では県立に責任があるため、その業務はそれぞれが行う。 ・市民図書館がカウンターでの窓口相談を狙い、窓口で対応できない調査・研究やビジネス支援などの専門的な内容については、県立に引き継ぐという役割分担で、県市が連携しながら行なうものとする。 ・その際、県立・市民それぞれが担うレファレンスサービスについての指揮命令権は、県立・市民両館長が担う。
				市民		市	市民図書館長		
D	利用者に応じた図書館サービス	2の(4)	障害者サービス、多文化サービス 分館・分室への支援 物流・人的支援	県立		県	市に委託	市民図書館長	・児童や青少年、成人、高齢者などの利用者に応じた図書館サービスの提供責任は、県立・市民図書館それぞれにあるが、新図書館では県立が行な展示等の業務を隸属し、現在県立図書館が実施している障害者サービス・多文化サービスなどの業務については、市民図書館に委託し市民図書館が実施する。 ・新たなサービスを展開する場合には、県市で協議し決定する。 ・市民図書館の分館・分室への支援業務は、市の固有業務であり市民図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。
				市民		市	市民図書館長		
E	多様な学習機会の提供	2の(5)	読書会、セミナー、講座、展示活動等	県立		県	県立図書館長		・県立図書館は、ビジネス支援、医療健康情報、他機関との連携、出前図書館など専門性を伴うものを実施する。 ・市民図書館は、おはなし会、映画上映会等の日常的なものを実施する。 ・上記のような多様な学習機会の提供の責任は、県立・市民図書館それぞれが担う。
				市民		市	市民図書館長		
F	ボランティアの参加の促進	2の(6)	ボランティアの育成、組織化、各種事業への参加 促進等	県立		県	県立図書館長		・広域的なボランティアの育成や業務への協力要請等は県立図書館とする。 ・直接サービスを実施する上で必要なボランティアの育成や業務への協力要請等は市民図書館とする。 ・ボランティアを育成する責任は、県立・市民図書館それぞれが担う。
				市民		市	市民図書館長		
G	広報及び情報公開	2の(7)	ホームページ、図書館便り等	県立		県	県立図書館長		・住民の図書館に対する理解と関心を高めるための公報や情報公開等の責任は、県立・市民図書館それぞれが担う。 ・ホームページや図書館便りは、県立・市民図書館双方の職員による協議会議などで調整し、効果的な広報を行う。
				市民		市	市民図書館長		
H	施設・設備	2の(11) 3の(8)	施設・設備の整備 施設の管理、清掃、設備の保守点検等	県立	県立図書館には、次の施設・設備を備えることが求められている。 ・研修、調査・研究開発 ・市町村立図書館の求めに応じた資料保存等	県	施設の維持管理を市に委託	市民図書館長	・県が整備すべき施設・設備は県の責任で、市が整備すべき施設・設備は市の責任で整備する。 ・施設設備の管理は、県市で協議しルール化を図る。 ・県は日常的な施設の管理業務を市に委託し、市民図書館長の権限のもとに管理する。
		2の(11)		市民		市	市民図書館長		
I	市町村図書館への援助	3の(2)	市町村図書館等への協力貸出、研修、(協力レファレンス)	県立	県の固有業務	県	県	県立図書館長	・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。
J	県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク	3の(3)	図書館ネットワークの充実強化等	県立	"	県	県	県立図書館長	・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。
K	図書館間の連絡調整等	3の(4)		県立	"	県	県	県立図書館長	・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。
L	調査・研究開発	3の(5)	図書館サービス向上させるための調査・研究	県立	"	県	県	県立図書館長	・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。
M	その他		会計、庶務等	県立		県	県立図書館長		・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。
その他				市民		市	市民図書館長		・市民図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。

※ 認定し基準の中の「職員」、「開館日時等」、「図書館協議会」は省略

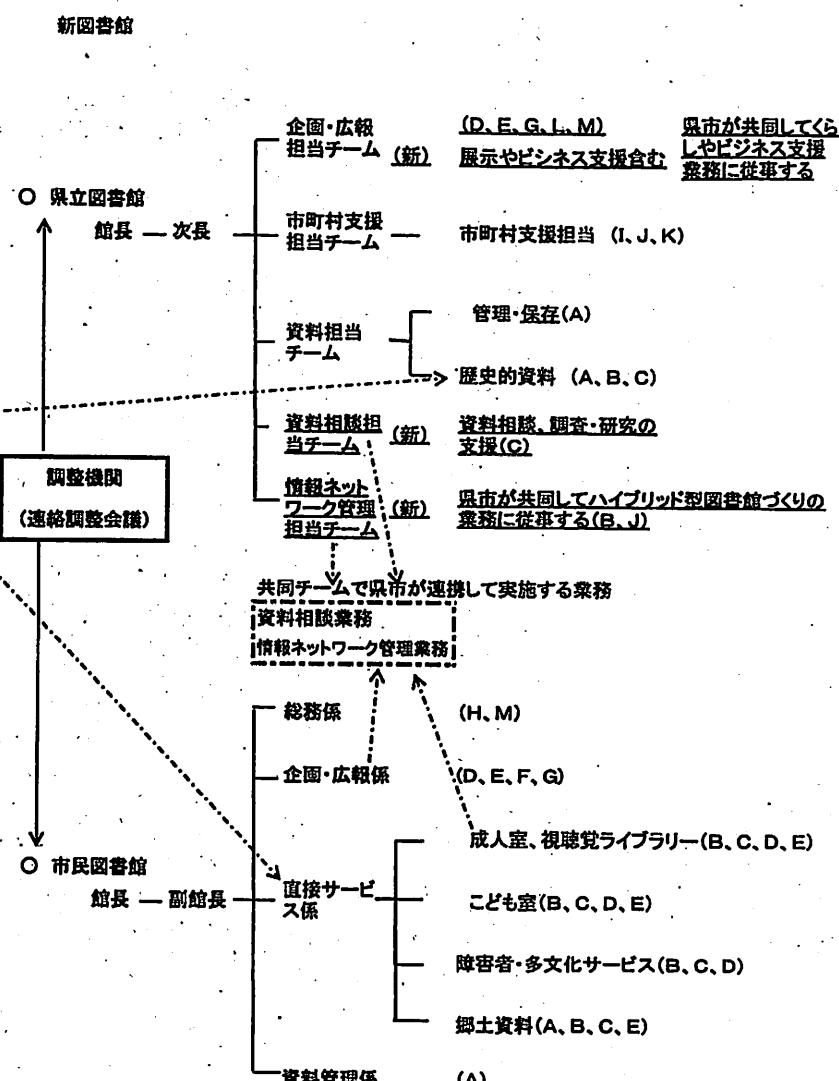
※ 県と高知市は、運営及び経費負担について、協定書又は覚書を交わす。

県立図書館・市民図書館の組織体制のイメージ図

現 行



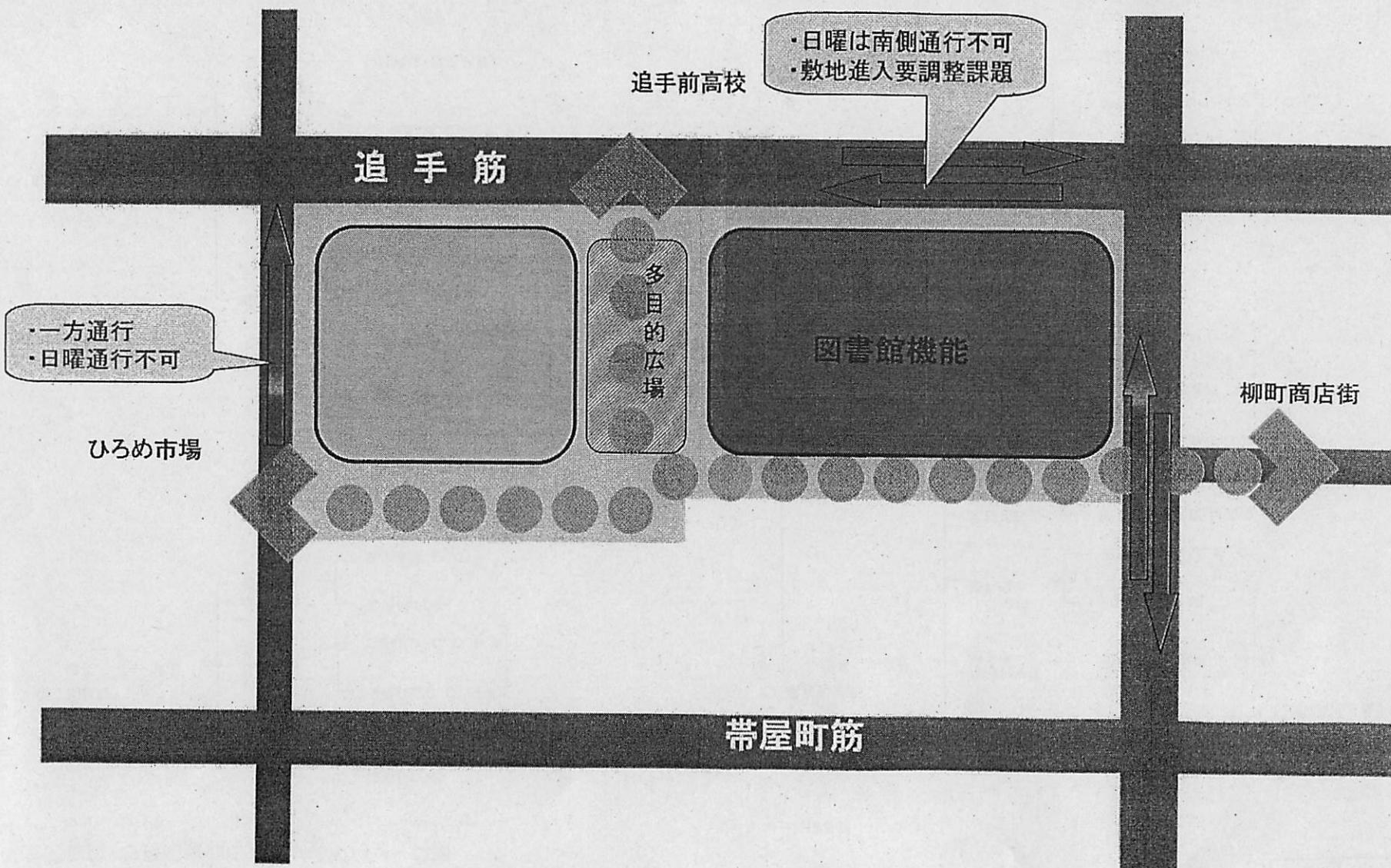
新図書館



* 担当業務(記号)は、A 資料の収集、B 資料の提供、C レファレンス・サービス等、D 利用者に応じた図書館サービス、E 多様な学習機会の提供、F ボランティアの参加の促進、G 広報及び情報公開
H 施設・設備、I 市町村図書館への援助、J 県立図書館と市町村立図書館のネットワーク、K 図書館間の連絡調整等、L 調査・研究開発、Mその他

* 調整機関のメンバーは、両図書館長、図書館運営に造詣の深い県内外の専門家等とする。

□ 追手前小学校敷地に係る機能配置のイメージ



単独と合築との比較表(案)

資料 4

1 図書館の機能面

項目	具体的な機能	比較検討の概要	
		単 独	合 築
情報拠点	資料の収集・整理・保存	(1) 県立・市民それぞれの役割・機能に応じた体制が組みやすい。 (2) 県と市それぞれに役割があり、その役割に沿った蔵書構成を図ってきたが、一方では図書の重複や似通った図書館が2つあることから二重行政ではないかといった批判がある。	(1) 体制や施設等を整備すれば合築しても基本機能は変わらない。 (2) 資料が集積し、県民市民の利便性が高まる。 (3) 選書を調整しながら行うことにより、図書の重複等を避けることができる。 (4) 県立・市民の図書の書誌データの購入先(日販かTRC)の統一が必要であり、蔵書統合のための経費が発生する。 (5) 書庫面積が広くなり作業効率が悪くなるという意見があり、書庫のあり方について検討する必要がある。
	ハイブリッド型図書館	それが新しい設備や資料・情報、体制等を整える必要がある。	設備や資料・情報、体制等が整っていれば、単独と変わらない。
	調査研究資料の充実	資料の収集予算が同額ならば合築と変わらない。	資料の収集予算が同額ならば単独と変わらない。
	情報発信機能	(1) 機能や体制が同じであれば、合築と変わらない。 (2) 県・市それぞれの特性を生かした発信が可能であるが、利用者はそれぞれの情報を確認する必要がある。	(1) インターネット上の蔵書検索やホームページの在り方を検討すれば、機能は単独同様に発揮できる。 (2) 利用者は、一元的な情報提供を受けることができる。
	専門職員(司書)	県市それぞれの方針や業務の内容に応じた配置が可能である。	(1) 県市が業務を共同して実施できるよう、職員体制を整える必要がある。 (2) 市が専門職(司書職)を設置することで、体制が充実する。
直接サービス機能	資料の貸出	(1) 県立、市民に資料が分散するため、求める資料によりそれぞれの館に足を運ぶ必要がある。 (2) 県・市それぞれの役割やこれまでの方針等に基づきサービスが提供できる。	(1) 合築することにより資料が1箇所に集まり、高知市民と周辺の住民の直接利用の利便性は高まる。(ワンストップサービスの実現) (2) 資料の予約の取り扱いをはじめとするルールの整理・統一が必要である。 (3) 利用者が増大することにより予約待ちの期間が長期化する。
	レファレンス機能	(1) サービス提供体制が同じであれば、合築と変わらない。 (2) 市民は調査研究用の資料等を充実させる必要がある。	(1) サービス提供体制が同じであれば、単独と変わらない。 (2) 単独よりも資料が充実する分、提供できる資料・情報等が充実する。 (3) 増大する貸出と合わせた体制整備が必要。
	自学・自習機能の充実	座席数の問題であり、合築と変わらない。	座席数の問題であり、単独と変わらない。

ネットワーク	協力貸し出し・相互貸借	県市それぞれのルールで運用。 協力貸出:県→市町村 相互貸借:市町村↔県・市町村、県↔都道府県 ※ 協力貸出とは、住民から求められた図書を市町村図書館等が所蔵していない場合、県立図書館の図書を市町村図書館等を通じて住民に貸出すること。	(1) 高知市民の利用が増大することにより、市町村図書館等を通じて利用する者の予約待ち期間の長期化や高知市民図書館の図書が県の物流に乗り、市民以外に使われる。 (対応策としては、協力貸出用の複本購入) (2) 県・市の運用ルールの違いを統一する必要がある。 (3) 蔽書量が増大することで、貸出サービスを受ける市町村等の利便性が高まる。
	物流体制の充実	本の流れや搬送体制がシンプル。	物流体制そのものは単独でも合築でも変わらないが、市民図書館と県立図書館の2つの異なる物流体制が併存する。
	市町村立図書館等の人的支援	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	県立固有の業務であり、単独と変わらない。
	公民館図書室の充実や図書館設置の促進	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	県立固有の業務であり、単独と変わらない。
	分館・分室への支援	市固有の業務。	(1) 市固有の業務であり、単独と変わらない。 (2) 県立の資料が市民の予約システムに乗ることから、高知市民の利便性が高まる。 (3) 新システム移行のために、コンピュータシステムの見直しが必要。 (単独でも更新時期) (4) 業務量に見合った体制の確保が必要。
こどもの読書活動の推進	こどもと本が出会う機会の創出等	サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。
	市町村立図書館等への支援	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	(1) 県立固有の業務であり、単独と変わらない。 (2) 県職員が市が担うこととなる直接サービス業務に携わり経験を積む機会を創る必要がある。
	こども読書に携わる人材の育成のための支援	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	(1) 県立固有の業務であり、単独と変わらない。 (2) 県職員が市が担うこととなる直接サービス業務に携わり経験を積む機会を創る必要がある。
	学校図書館の整備充実のための支援	支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。	支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。
	司書教諭等への研修と支援	支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。	(1) 支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。 (2) 担当職員が学校現場の状況や子ども読書を推進するための経験を積む必要あり。
図書館利用に障害がある方へのサービス	障害のある方が安心して利用できる環境	施設の環境を整備すれば、合築と変わらない。	施設の環境を整備すれば、単独と変わらない。
	読書に障害のある方へのサービス	支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。	(1) 支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。 (2) 移転に伴い、点字図書館との役割分担・連携について整理が必要。
生涯学習	学習活動への支援	サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。
視聴覚ライブラリー		サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。
その他 のサービス	多文化サービス	サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。

2 図書館の機能以外の面

	想定される影響等		課題解決の方向性
	合築に肯定的な意見	合築に否定的な意見	
1 2つの図書館が1つになること	<p>(1) 図書等の資料や情報が集積し、ワンストップでサービス提供できることから、県民市民の利便性が高まる。</p> <p>(2) 少子高齢化や人口減が進行する中で、今後の財政状況等を見据えると、合築の方が充実した図書館サービスを担保できる。</p> <p>(3) 高知市内には、市民図書館の分館分室が21箇所整備され、ネット予約等でそこに行かなくても図書館サービスが受けられることから、サービス低下にはならない。</p>	<p>(1) 県民市民が日常的に利用する施設が1つ減る。</p> <p>(2) サービスの内容の異なる2つの施設を1つにしてもうまくいかない。</p> <p>(3) 県立は勉強のため、市民は憩いのため、といった、それぞれに特色があるが、1つになるとそうしたよさが無くなる。</p>	<p>ア 理念・目標を明確にした図書館運営 イ サービスの充実 ウ 業務分担のルール化、体制整備、財源の確保の3条件が揃った安定的な事業の継続性 ※ 延書冊数や利用者の中に対しても、効率的な管理を行うためのICタグの導入や組織や人員配置の見直しが必要</p>
2 市民図書館の利用対象者が市民から県民にまで広がること	<p>(1) 市民図書館を利用できなかった県民の利便性が高まる。</p> <p>(2) 現在も制度的に高知市民図書館の利用が可能な者(物部川水系から仁淀川水系の14市町村)は、県人口の約72%を占める。また、現在の県立図書館の利用登録者の88%は、市民図書館の利用可能な地域の者となっている。(その他の地域の方:県内3%、県外8%)こうしたことから、対象範囲が広がっても、ほとんど影響ないと考えられる。</p>	<p>市民図書館の図書が市民以外に流れ、高知市民にとってはサービス低下につながる恐れがある。</p>	<p>ア 新図書館の資料の充実 イ 市町村支援機能の充実 ウ 物流の回数(毎日配送)</p>
3 本の取扱い	<p>県市の図書を一体的に管理することにより、図書が充実し利便性が高まる。</p>	<p>(1) 県立の図書が高知市民に大量に貸し出され、県立が果たしてきた市町村支援のサービス水準を維持できない恐れがある。</p> <p>(2) 市民図書館の図書が県内外に大量に貸し出され、市民サービスが低下する恐れがある。</p> <p>(3) 図書の一体的管理のための費用が発生する。</p>	<p>ア 新図書館の資料の充実 イ 市町村支援機能の充実 ウ 物流の回数(毎日配送)</p>
4 運営体制 (県市2つの組織で運営すること)	<p>(1) 図書館の役割と機能を踏まえ、日頃から緊密な連携と協力体制を築いていくことで、円滑な運営は可能である。</p> <p>(2) 図書館の役割等を明らかにした運営を行っていけば、スムーズな運営は可能である。</p>	<p>(1) 組織風土の異なる2つの組織で運営すると、調整等に多大なエネルギーを要し、かえって非効率になる。</p> <p>(2) 意思決定の過程が複雑になる。</p> <p>(3) 図書館は時代とともに変化発展するものであり、組織が2つだと変化に追いつかない恐れがある。</p>	<p>ア 県立・市民の役割・機能分担を踏まえた組織・体制の整備 イ 県・市の緊密な連携</p>

5 施設整備費	建築面積が減ることなどにより、単独整備に比べ約18億1千万円、削減可能。	単に面積を減らしただけではないか。	※ 施設規模等に変更があれば見直しが必要
6 運営費	職員を増員することなく一体的に運営することが可能であれば、年間の運営経費が約1億1千万円、削減可能。	一箇所に集中することにより人員増をすることなく、運営することはむつかしい。経費の節減とならない。	比較の前提となる施設規模や利用者の大幅な増加による人員増など、大きな変化があった場合には見直しが必要。 なお、資料購入費を増額する場合には、単独でも合築でもともに同じ額を増額するものであり、単独と合築との比較には影響しない。

試算

資料 5

○県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備(敷地面積5,000m²)した場合との比較

※太ゴシック斜体文字の部分は、県:市=10:7で算定

(単位:百万円)

	合 築		単 独				総事業費比較 (D)-(A) =(D)	県事業費比較 (B)-(a)	市事業費比較
	一体型(A)※追手前小学校 〔概算額分離〕	備 考	県立(B)※シキボウ跡地	備 考	市立(C)※追手前小学校	備 考			
敷地面積	5,000m ² 程度		5,000m ² 程度+駐車場7,500m ²	比較しやすいように同じ面積で設定					
述べ床面積	13,000m ² (5F)		10,000m ² (3F)		7,000m ²			17,000m ²	
駐車場	地下自走式を想定		平地自走式		平地自走式				
駐車台数	100台、民間駐車場の活用		300台程度(7,500m ²)		10台	付帯職務台数			
イニシャルコスト	8,282		6,814		3,890		10,804	2,522	1,956 566
土地購入費			1,475	118千円/m ² (第価)で算定			1,475	1,475	1,475 0
建築工事費	5,200	400千円/m ²	4,000	400千円/m ²	2,800	400千円/m ²	6,800	1,600	941 659
設計監督費	260	建築工事費の5%	200	建築工事費の5%	140	建築工事費の5%	340	80	47 33
駐車場整備費	1,000	地下自走式100台想定	28	平地自走式300台	1	平地自走式10台	28	△ 971	△ 560 △ 411
埋文発掘費	150	裁判所、検察庁の発掘調査費参考		調査地域対象外	150	裁判所、検察庁の発掘調査費参考	150	0	△ 75 75
設備整備費	784	書庫等(山梨県と同額)	640	書庫等(山梨県と同額)	428	書庫等(山梨県面積割)	1,089	275	173 102
情報システム整備費	402	図書館システム等	400	図書館システム等(山梨県と同額)	398	図書館システム等	789	397	164 233
臨時の経費	476	県負担 7人×5年×7,853千円、臨時 10,200千円、ラベル統合191,295千円	71	9人×7,853千円(4年間で9人役)	71	9人×7,853千円(4年間で9人役)	142	△ 334	△ 209 △ 125
ランニングコスト	700		448		359		807	107	65 42
人件費	347	正職員40人、臨時16人(現職員人件費)	221	正職員25、臨時・非常勤等18(他県同規模団体平均)×現在単価	206	正職員19、臨時・非常勤等18×現在単価	427	80	54 26
資料購入費	132		100		32		132	0	0 0
移動図書館費	29	現在の実績	6	現在の実績	23	現在の実績	29	0	0 0
コンピュータシステム保守費	40	先進県の例による	25	他県同規模団体平均	31		56	16	5 11
維持管理費	125		96		67		163	38	22 16
うち光熱水費	40	他県同規模団体平均	27	他県同規模団体平均	19	県単独面積割	46	6	3 3
うち設備管理費	40	"	30	"	21	"	51	11	6 5
その他	45	"	39	"	27	"	66	21	13 8
駐車場補助 ※	27						0	△ 27	△ 16 △ 11
立地環境	-繁華街に近く、中心市街地に位置する。 -周辺に民間駐車場が多くあり、民間駐車場との併用が可能。 -東西駅エリア内であり、文化・教育施設の立地場所としてふさわしい。また、街づくりの観点から、中心市街地活性化に向けた相乗効果も期待できる。			-広くまとまった土地であり、駐車場も平地に確保できる。 -シキボウ跡地全体の活用について議論が必要。 -周辺に民間駐車場がないため、最大限の駐車場整備が必要。			・合築と同じ		
交通の利便性	-公共交通機関は、路線バス、路面電車が利用できる。 -休日等の車での利用については、滑走路への対応が必要。 -周辺に大学、高等学校等があり学生にとって便利。 -自転車等で通勤通学する会社員、学生にとって利便性が高い。			-広く駐車場が確保でき、インターにも近く車での来館者には便利。 -公共交通機関や自転車等でのアクセスは一体型に比べ弱い。			・合築と同じ		
図書館の機能	-資料が集積し県民・市民の利便性が高まる。(30年後の蔵書量約205万冊(全国3位)を見込む) -節減できる予算を資料購入費に充てれば資料収集が充実する。			-それぞれの館の特色に応じた運営を行なうことになる。			-それぞれの館の特色に応じた運営を行なうことになる。		

試算

資料 5-2

○県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備(敷地面積10,000m²)した場合との比較

※太ゴシック斜体文字の部分は、県:市=10:7で試算

(単位:百万円)

	合 築		単 独					総事業費比較 (D)-(A)	県事業費比較 (B)-(a)	市事業費比較 (B)-(a)
	一体型(A)※追手前小学校 県負担分(a)	備 考	県立(B)※シキボウ跡地	備 考	市立(C)※追手前小学校	備 考	(B)+(C) =(D)			
敷地面積	5,000m ² 程度		10,000m ² 程度+駐車場7,500m ²	シキボウ跡地に図書館は、建べい率40%が適当						
述べ床面積	13,000m ² (5F)		10,000m ² (3F)		7,000m ²			17,000m ²		
駐車場	地下自走式を想定		平地自走式		平地自走式					
駐車台数	100台、民間駐車場の活用		300台程度(7,500m ²)		10台	付置義務台数				
イニシャルコスト	8,282	4,858	7,404		3,990			11,394	3,112	2,546
土地購入費			2,065	118千円/m ² (簿価)で算定				2,065	2,065	0
建築工事費	5,200	3,059	400千円/m ²	400千円/m ²	2,800	400千円/m ²		6,800	1,600	941
設計監督費	260	153	建築工事費の5%	200 建築工事費の5%	140	建築工事費の5%		340	80	659
駐車場整備費	1,000	588	地下自走式100台想定	28 平地自走式300台	1	平地自走式10台		29	△ 971	△ 560
埋文発掘費	150	75	裁判所、検察庁の発掘調査費参考	調査地域対象外	150	裁判所、検察庁の発掘調査費参考		150	0	△ 75
設備整備費	794	467	書庫等(山梨県と同額)	640 書庫等(山梨県と同額)	429	書庫等(山梨県面積割)		1,069	275	173
情報システム整備費	402	236	図書館システム等	400 図書館システム等(山梨県と同額)	399	図書館システム等		799	397	164
臨時の経費	476	280	7人×5年×7,853千円、臨時10,200千円、ラベル統合191,295千円	71 9人×7,853千円(4年間で9人役)	71	9人×7,853千円(4年間で9人役)		142	△ 334	△ 209
ランニングコスト	700	383		448	359			807	107	65
人件費	347	167	正職員40人、臨時16人(現職員人件費)	221 正職員40人、臨時・非常勤等19(他県同規模団体平均)×現在単価	206	正職員19、臨時・非常勤等18×現在単価		427	80	54
資料購入費	132	100		100	32			132	0	0
移動図書館費	29	6	現在の実績	6 現在の実績	23	現在の実績		29	0	0
コンピューターシステム保守費	40	20	先進県の例による	25 他県同規模団体平均	31			56	16	5
維持管理費	125	74		96	67			163	38	22
うち光熱水費	40	24	他県同規模団体平均	27 他県同規模団体平均	19	県単独面積割		46	6	3
うち設備管理費	40	24	"	30 "	21	"		51	11	6
その他	45	26	"	39 "	27	"		66	21	13
駐車場補助 ※	27	16						0	△ 27	△ 16
立地環境			繁華街に近く、中心市街地に位置する。 周辺に民間駐車場が多くあり、民間駐車場との併用が可能。 東西軸エリア内であり、文化・教育施設の立地場所としてふさわしい。また、街づくりの観点から、中心市街地活性化に向けた相乗効果も期待できる。	広くまとまった土地であり、駐車場も平地に確保できる。 シキボウ跡地全体の活用について議論が必要。 周辺に民間駐車場がないため、最大限の駐車場整備が必要。	合築と同じ					
交通の利便性			公共交通機関は、路線バス、路面電車が利用できる。 休日等の車での利用については、渋滞等への対応が必要。 周辺に大学、高等学校等があり学生にとって便利。 自転車等で通勤通学する会社員、学生にとって利便性が高い。	広く駐車場が確保でき、インターにも近く車での来館者には便利。 公共交通機関や自転車等でのアクセスは一体型に比べ弱い。	合築と同じ					
図書館の機能			資料が集積し県民・市民の利便性が高まる。(30年後の蔵書量約205万冊(全国3位)を見込む) 節減できる予算を資料購入費に充てれば資料収集が充実する。	それぞれの館の特色に応じた運営を行なうことになる。	それぞれの館の特色に応じた運営を行なうことになる。					